

長崎県内初！
プラチナくるみん認定通知書を交付しました！

メルコアドバンストデバイス株式会社

(所在地：諫早市 業種：製造業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業として、平成27年8月19日に「メルコアドバンストデバイス株式会社」（代表取締役 平野 嘉仁）を「特例認定（通称：プラチナくるみん）企業」に認定しました。



メルコアドバンストデバイス株式会社
代表取締役常務 芝 哲夫 様

大塚長崎労働局長

- 特例認定（通称：プラチナくるみん）制度とは？
- ・プラチナくるみん制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業を応援するために、平成 27 年 4 月 1 日施行の改正次世代育成支援対策推進法によって創設され、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定したくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん）を受けることができます。
 - ・プラチナくるみん認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも 1 回、公表を行う必要があります。

次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>



特例認定マーク「プラチナくるみん」
(マントの色は 12 色あり選べます)

- 子育てサポート企業の認定（通称：くるみん認定）制度とは？
- ・一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>



認定マーク「くるみん」
(の数は認定を受けた回数です)

くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業は、税制優遇措置を受けることができます！

税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみん認定・プラチナくるみん認定については
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050